

# 二戸市放課後子ども教室のご案内

---

利用にあたっては事前に申し込みが必要です。利用を希望する方は、本冊子を必ずご熟読いただき、巻末の「子ども教室利用申込書」に必要事項をご記入の上、保険料を添えて、お申し込みください。

二戸市教育委員会  
生涯学習課  
平成31年4月

## 1 放課後子ども教室とは

放課後子ども教室とは、地域の方々の参画を得ながら、学校や公民館などの施設を活用し、放課後に安全で安心な子どもの居場所を提供するものです。

勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちの社会性や規範意識、自主性、創造性等、豊かな人間性を育むことを目的としています。

管理・運営については学校ではなく、教育委員会生涯学習課が学校との連携を図りながら行っています。

### ご留意いただきたいこと

1. 「放課後子ども教室」は、放課後の居場所を提供する事業です。お子さんを預かる事業ではありません。  
※就労等で保護者が不在のご家庭のお子さんを預かり、専任の指導員が保護者の代わりに生活指導や育成する「児童クラブ」とは、事業の性質が異なります。
2. 「放課後子ども教室」へは、お子さんの自主的な意思をよく確認し、保護者の判断（決定と自己責任）で参加させてください。
3. 「放課後子ども教室」では、個別の下校指導・帰宅時間の管理、下校時の付き添いや集団下校などの対応は行いません。
4. 他のお子さんの安心・安全な活動の妨げとなるような言動が続いてしまったお子さんについては、参加をお断りすることがあります。

## 2 開設場所

名 称	開設場所 【住所・電話番号】	主な対象校
福岡子ども教室	二戸市農村勤労福祉センター内 【二戸市福岡字横丁 24 ☎0195-23-3280】	福岡小学校
みなわ子ども教室	中央児童クラブ内 【二戸市堀野字下夕川原 84-5 ☎0195-23-4060】	中央小学校
斗米地域子ども教室	二戸西小学校内 【二戸市上斗米字梅木 9-1 ☎0195-28-2114】	二戸西小学校
石切所よりみち分校	石切所公民館内 【二戸市石切所字枋ノ木 38 ☎0195-23-3990】	石切所小学校
わいわいアツマランカ	金田一コミュニティセンター内 【二戸市金田一字馬場 80 ☎0195-27-2114】	金田一小学校
浄法寺子ども教室	浄法寺小学校内 【二戸市浄法寺町海上田 3-7 ☎0195-38-2026】	浄法寺小学校

### 3 対象者について

二戸市内の小学校児童1～6年生全員が対象になります。

### 4 開設日時について

(1) 開設日 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始、夏休み、冬休み、春休みの長期休業期間、各施設の休館日は除く。）

(2) 開設時間 放課後～午後5時

（斗米地域子ども教室のみ、午後4時30分まで）

※学校行事等に変更することがあります。

※子ども教室ごとに毎月予定表（カレンダー）を作成し、子ども教室を通じて配布します。

### 5 参加費用について

参加費は無料です。ただし、利用にあたりスポーツ安全保険料（児童1人当たり年間800円）を申し込み時に納入していただきます。また、活動内容により、実費（教材・材料費）や参加費用が必要な場合があります。

※保険料は、年度途中からの参加も同額になります。また、年度途中で子ども教室の参加をやめる場合、徴収しました保険料などは基本的にお返しできませんのでご了承ください。

### 6 子ども教室のスタッフについて

安全管理員2～3名が教室に常駐します。また活動プログラム実施の際は、地域のボランティアや市内の学生、各種団体の方々の協力をいただく場合があります。

※安全管理員・・・子どもの安全管理、活動プログラムの実施と活動の支援、活動場所の保全と物品の管理を行います。

### 7 内容について

安全管理員が見守る中、子どもたちは本を読んだり、学習をしたり、運動をしたりと自主的に活動して過ごします。また、地域の方たちとともに体験・交流活動を行うこともあります。

## 8 申し込み手続きについて

利用にあたっては事前に申し込みが必要です。申し込みは随時受け付けています。

本冊子巻末の「子ども教室利用申込書」に必要事項を記入し、参加費用（スポーツ安全保険料800円）を添えて、提出してください。

□受付場所 ①二戸市教育委員会生涯学習課[二戸市役所4階](二戸市福岡字川又47)  
中央公民館（二戸市福岡字長嶺80-1）  
石切所公民館（二戸市石切所字枋ノ木38）  
金田一コミュニティセンター（二戸市金田一字馬場80）  
浄法寺カシオペアセンター（二戸市浄法寺町下前田30-3）

②各放課後子ども教室

□受付日時 ①月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）午前8時30分～午後5時15分  
②放課後子ども教室開設日及び時間帯

※毎年度、申し込み手続きが必要です

※上記受付場所以外での申し込みは受けることはできません。また、必ず保護者かご家族の方が申し込みしてください。お子さんに持たせて学校や直接子ども教室に提出することのないようにしてください。

## 9 申し込み内容の変更について

利用申込書に記入された内容に変更がありましたら、参加している子ども教室の安全管理員、または二戸市教育委員会生涯学習課まで連絡してください。

## 10 参加・帰宅方法について

前日にご家庭で、お子さんと参加の有無・帰宅方法をよく話し合ってください。

放課後子ども教室は午後5時に終了します。（斗米地域子ども教室は午後4時30分）  
帰宅時間は自由で、放課後子ども教室からの指導・管理は行いません。お子さんとよく話し合ってください。特に、冬場は日没が早くなるので、お友達と一緒に帰宅したり、心配な場合は保護者の方のお迎えをお願いします。開設時間の延長はできませんので、お迎えの場合は必ず午後5時までをお願いします。待ち合わせ時間や場所をお子さんとよく話し合っておいてください。

## 11 参加・不参加について

放課後子ども教室は登録があれば好きな日に参加できます。電話などによる事前の参加・不参加の連絡を伴わないため、不参加のお子さんについて保護者の方に確認連絡を行うことはありません。参加・不参加については、お子さんとよく確認し合ってください。

## 12 けが・体調不良、持病・既往症について

- ・安全については十分に配慮しますが、参加中のけがや急な体調不良の際には、保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。
- ・けがや体調不良の程度によっては、医療機関に連れていくなどの対応を行うとともに、保護者の方に連絡します。

※緊急連絡先に勤務先の電話番号や携帯電話番号をご指定いただくなど、確実に連絡を受けられるようにしてください。

※放課後子ども教室では医療行為はできません。持病や既往症、常用薬などがある場合は、十分ご理解の上で登録及び参加をお願いします。

※けがや体調不良の場合には、安全管理員が医療行為以外の処置を行うこともありますので、ご承知おきください。

（例）夏場に熱中症が疑われる場合、経口補水液を飲ませる等。

※伝染性の感染症にかかったときは、学校への通学が許可されるまで参加できません。

※放課後子ども教室内には身体を休めるスペースはありません。

「放課後子ども教室」参加中や帰宅中のけがや医療機関にかかった場合、スポーツ安全保険の対応となります。

### ■スポーツ安全保険で補償される事故

傷害保険	賠償責任保険
急激で偶然な外来の自己により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償	他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害補償

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、一日当たりの定額保険金が支払われます。内容等の詳細は、申し込み時配付の「スポーツ安全保険のしおり」をご覧ください。

## 13 災害時等緊急時の対応について

(1) 風水害（台風・暴風雨・大雨・大雪など）

① 台風の接近などで学校が休校の場合

→子どもの安全を第一に考え、「放課後子ども教室」も休みになります。

② 台風の接近が放課後に予想される場合

→学校は休校にならなくても、「放課後子ども教室」は休みになります。

③ 「放課後子ども教室」開設中に、急な大雨、洪水等の「警報」が発令され、早く帰宅させたほうが安全であると判断した場合

→保護者に連絡の上、帰宅させます。状況により保護者の方にお迎えに来てもらうこともあります。

※荒天が予想される場合、急激に天候が悪化した場合等については、緊急連絡先に連絡する場合がありますので、連絡が取れるようにしておいてください。

## (2) 地震

### ① 「警戒宣言」が発令された場合

→「放課後子ども教室」は休みになります。開設中に発令された場合は、保護者の方がお迎えに来てください。(連絡がなくても速やかにお迎えをお願いします。)

### ② 「放課後子ども教室」開設中に大きな地震(震度5弱以上)が起きた場合

→その時点で開設を中止し、引き渡しを行います。お迎えがあるまでお子さんをお預かりしますが、連絡がとれない場合も想定されますので、連絡がなくても速やかにお迎えをお願いします。

## (3) 学級閉鎖時など

インフルエンザ等の感染症で学級閉鎖になった場合

→症状がみられない場合でも感染の広がりを防ぐため、学級閉鎖になった学級の子どもについては、学級閉鎖期間中は「放課後子ども教室」への参加はできません。

### ●開設・中止の基準

○「放課後子ども教室」開始前に学校の対応が「引渡し・集団下校・一斉下校」となった場合

→「放課後子ども教室」は開設しません。

○「放課後子ども教室」開始後に非常事態が発生した場合

→情報確認、状況判断を行い、「放課後子ども教室」の開設または中止を決定します。

## Q & A

**Q1** 子どもたちは放課後子ども教室で何をしますか？

**A** その日の活動場所で宿題や、本を読んだりゲームをしたり自分の意思での活動を行います。

**Q2** 「見守り」とはどういうことですか？

**A** 放課後子ども教室は、お子さんをお預かりして育成指導する施設ではなく、お子さんが自主的な活動を行う居場所です。その中で安全管理員は子どもたちの安全管理に努めます。ただし、放課後子ども教室のルールを守れない場合は利用をお断りする場合があります。

**Q3** 宿題をみてもらえますか？

**A** 勉強の指導は行いません。勉強を行う場所はありますので、自主的に勉強することはできます。

**Q4** スポーツ少年団などで、スポーツ安全保険に加入していますが、再度加入しなければなりませんか？

**A** スポーツ少年団など別団体でスポーツ安全保険に加入していても、放課後子ども教室参加中の事故は対象となりませんので、加入をお願いします。

**Q5** お迎え時間が午後5時を少しくらいなら過ぎても構いませんか？

**A** お迎え時間は必ず守っていただきます。お迎え時間は、保護者が子ども教室へ入室する時間ではなく、子どもと一緒に帰宅する時間を指します。時間帯によっては、道路や駐車場などが混み合う場合もありますので、お迎え時間に遅れることのないように余裕をもってお越しくください。お仕事の都合等で、どうしても午後5時を過ぎる場合は、早めに（終了30分前位）必ず各子ども教室の安全管理員まで、ご連絡くださるようお願いいたします。

ルールをお守りいただけない場合は、登録を抹消させていただく場合があります。

**Q6** 子どもに携帯電話を持たせることはできますか？

**A** 携帯電話の持ち込みはできません。携帯電話の持ち込みが許可されている学校の場合でも、放課後子ども教室参加時の利用は控えてください。

**Q7** 遊具を持ち込むことはできますか？

**A** 携帯型ゲーム機やカードを含む遊具を持参することはできません。

**Q8** 現金を持たせることはできますか？

**A** 現金の持参はできません。ただし事情がある場合、お子さん自身で管理していただきますので、お子さんとよく話し合ってください。万が一紛失された場合、保障できませんのでご了承ください。

**Q9** おやつを持たせることはできますか？

**A** 託児・保育事業ではなく、教室内で保管することもできませんので、おやつの持参はできません。水筒は持参できますので、特に夏場などは熱中症予防のため水分を多めに持たせてください。

**Q10** 私物を教室内に置いておくことはできますか？

**A** 毎日、様々なお子さんたちが利用しますので、私物を置いておくことはできません。

**Q11** 運動会などの振替休業の場合、放課後子ども教室は実施されますか？

**A** 学校が振替休業の場合は、放課後子ども教室もお休みです。また、各月の予定については、毎月カレンダーを発行、配付いたしますので、事前に実施日時などをご確認ください。

**Q12** 放課後子ども教室への質問や連絡などは、どこへ連絡したらよいですか？

**A** 担当課（二戸市教育委員会生涯学習課）、または直接各教室の安全管理員までご連絡ください。各連絡先電話番号は1ページに記載してあります。

<担当課>

二戸市教育委員会事務局 生涯学習課

住 所：〒028-6192 二戸市福岡字川又 47

電 話：0195-23-3111（内線 553・554）

0195-23-3483（直通）

FAX：0195-23-9335

E-Mail：shougaigakushu@edu.city.ninohe.iwate.jp